

1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
4. 明日の彦根市を担う人を育むまちづくり
5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

特集

# 人権問題の解決を目指して 市のおおんじゅ・市民のおおんじゅ

「人権を尊び、お互いに助けあい、信頼しあうまちをつくりまします」これは、昭和52年に制定された彦根市民憲章の一言です。この理念を実現するため、自治会、学校、企業などを舞台に、さまざまな主体的取り組みが行われてきました。その結果、人権意識は徐々に高まってきましたが、差別事象の発生や教育、就労面などでの格差など、同和問題が完全には解決されていない現実があります。それだけでなく、国際化や少子高齢化、家庭や社会環境の変化による新たな課題も発生しています。

## 彦根市は「人権尊重都市」

彦根市は、同和問題など人権問題の解決を市政の重要な柱に位置づけ、さまざまな施策を推進してきました。昭和61年には、基本的な人権の尊重と法の下の平等を定めた「日本国憲法」と、すべての人間は生まれながら自



人権啓発資料「ゆきどけ」第38号  
(平成14年7月発行)

由であり、尊厳と権利は平等であるとした「世界人権宣言」にのっとり、「彦根市人権尊重都市宣言」を行いました。

## 平成10年には「人権条例」を制定

そして、平成10年には人を尊び愛情あふれるまちを創ることを目的に、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を制定しました。この条例は、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対するあらゆる差別をなくすことを目的にしたものです。この条例では、行政のすべての分野で人権意識の高揚と人権擁護に関する必要な施策を行うことが「市の

責務」として定められています。また、「市民の責務」として、自ら人権意識を高め、互いに人権を尊重し、差別や、差別を助長する行為をなくすよう努めなければならないとされています。

## 彦根市人権尊重審議会

彦根市人権尊重審議会は、人権が尊重されるまち彦根をつくる条例に基づいて平成12年に設置されました。市内の各団体から推薦された約20人の委員によって構成されています。最初の委員の任期が終了したため、9月2日には改めて21人の委員を委嘱しました。今回の審議会では、事務局から人権問題を取りまく国や県の動向、彦根市の現状と課題について説明があった後、地区別懇談会など地域啓発活動の課題について審議が行われました。

今後は、市民意識の把握や、「人権教育のための国連10年彦根市行動計画」の見直しなど、本市の人権政策における重要な役割を担っていきます。

## 市のあらゆる事業を見つめ直す

21世紀は「人権の世紀」と言われています。世界人権宣言から50年余りの間、国際連合を中心に、人権問題を解決するための多くの取り組みが世界中で行われてきました。平成6年の国連総会では、すべて

の人が国際的な人権基準を理解することを目的に、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。

彦根市は、この趣旨と意義を認識し、平成12年に「人権教育のための国連10年彦根市行動計画」を策定しました。同16年の目標年に向けて市をあげて取り組んでいます。

この計画は、人権教育に関する事業について、毎年個別に計画と目標を定め、年度終了後に実施状況を把握し、点検と見直しをするものです。市のあらゆる事業の人権との関わりを改めて洗い出し、より強調していく効果が期待されます。

例えば、「新修彦根市史」の編集に当たっている市史編さん室では、歴史の中の女性問題に注目し、女性史に関する資料の収集を始めています。特に集めているのは、明治時代の彦根の女性たちが、歴史の中で果たした役割や活動などについてのものです。「新修彦根市史」に掲載される予定です。

## 学校教育の現場では

互いに人権を尊重し、人権感覚を身につけることは、学校教育の基本です。小学校や中学校では、各教科や部活動、清掃活動など、あらゆる場面で学習を進め、人権尊重の精神を実践できるよう取り組んでいます。子どもたち一人ひとりが心豊かに育つよう日々取り組んでいます。

## 支援します 事業所の同和問題研修

同和問題などの人権問題解決のため、企業の社会的責任を果たすことが求められています。

昭和30年代には、水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病などの公害問題が発生し、「企業は社会に害を与えてはいけない」「進んで社会に貢献しなくてはならない」と、企業の社会的責任が求められるようになりました。

ところが、同50年には、「部落地名総鑑」事件が発覚しました。「部落地名総鑑」は、就職や結婚に関して身元調査に利用することを目的に、全国の被差別部落の名前と住所、さらには戸数や主な職業を都道府県別に編集したものです。全国の多くの企業がこの差別図書を購入していたことで、企業活動のなかで差別がまねんしていることが明らかになりました。

この事件を受け同52年に出された労働省（現在の厚生労働省）の通達をきっかけに、全国の企業で同和問題研修が行われるようになりました。

## 設置が進む 企業内の同和研修担当者

滋賀県や彦根市では、企業が同和問題についての正しい理解と認識を持つよう、従業員20人以上の事業所が「企業内同和問題研修窓口担当者」



を設置するよう働きかけを続けています。

昭和52年から現在市内で約300の事業所が窓口担当者を置いています。

窓口担当者は、企業内での同和問題研修の推進、適正な採用選考システムの確立、関係行政機関との連携など、同和問題解決に向けて企業の最前線で活動しています。

## 階層別研修を推進

さらに、企業内で従業員の皆さんに人権について学習を進めていただくため、彦根市は階層別研修を推進しています。階層別研修には、新入社員研修や窓口担当者研修、経営者研修などがあります。また、企業内で実施する研修に講師を派遣したり、啓発ビデオなどの視聴覚教材を貸し出したりしています。

企業で働く人たちは、多くの時間を職場で過ごします。その職場が、上司、部下、同僚などの人間関係において明るく働きやすい場所であることは、みんなが望むことです。

このような職場づくりを目指していくために、企業のトップ自ら人権を尊重する職場環境づくりを進めていくことが期待されます。

## 紙上談話室・7

# 人権が尊重されるまち 彦根をめざして

彦根市長 中島 一

人間が人間らしく生きていくために必要な、基本的な自由と権利を総称して基本的な人権といっています。

人間が生まれつき天賦不可譲の基本的な人権をもつということは、18世紀末の米國諸州憲法やフランス人権宣言（1789）以来、各国の人権宣言や憲法に明記されてきました。

この基本的な人権の内容は、当初は国家権力の干渉の排除により達成される自由権の人権が中心でした。すなわち、人間の尊厳、法の下の平等、生命身体の安全、自由の保障、思想・信仰・言論・集会・結社の自由、私生活の保護、財産権の保障、公平な公開裁判の保障、罪刑法定主義、などに、参政权を加えたものであります。ところが、第一次世界大戦後、社会国家的な考え方から、ワイマール憲法などにより、国家の積極的な関与によって保障される社会的保障、教育権、労働権などの社会的

人権が加えられました。第二次世界大戦中の人権侵害に

対する反省から戦後、基本的な人権に対する認識がいつそう高まり、日本国憲法も基本的な人権の尊重をその柱の一つとしました。

一方、国際連合は、昭和23年（1948）に、「世界人権宣言」を採択し、さらに、この宣言をより具体化するため、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を採択しています。

私も彦根市では、これまで人権尊重のための各種の取り組みを進めてきました。また、今日までの自治会や諸団体、学校、企業等における主体的な取り組みの結果、市民の人権意識は徐々に高まり、市民の人権問題に対する理解と認識は、広まりと深まりを見せました。今なお部落差別をはじめとするさまざまな差別や偏見、不合理なことが存在しています。

体系的な「人権教育・啓発活動」を推進していかねばなりません。市民の皆様方お一人、おひとりが日ごろからの積極的な実践をよろしく願います。



鳥居本町中町・下町の地区別懇談会の様子

## 市内全域で 地区別懇談会を 開催しよう！

彦根市では、地区別懇談会を市民の重要な人権学習の場と位置づけています。

地区別懇談会は、同和問題やさまざまな人権問題の学習を通じて人権意識を高めるなかで、自分たちの住む地域を見つめ直し、地域をみんなにとって住みやすくしていくという「まちづくり」そのものです。地区別懇談会に、市内の全域で取り組むことが、人権問題解決への第一歩です。

### 長い歴史を持つ 地区別懇談会の取り組み

地区別懇談会は、自治会が主催し、地域の人権啓発の機会として各地域で開催されています。昭和45年以降の長い歴史を持ち、内容や参加者を広げながら今日まで続いています。地域に住む人たちが参加し、同和問題を中心に、暮らしのなかにひそむいろいろな課題を通じて、住民が主体的に学び合うコミュニケーション活動の場です。

彦根市人権尊重審議会でも、地区別懇談会がその長い積み重ねの

なかで、市民の人権意識の変化をもたらしてきた点や、地域で果たす役割の大きさを評価する発言が見られました。同時に、内容のマンネリ化などの問題を指摘する声も聞かれました。

事前の準備や内容を工夫し、自分たちの住むまちの問題として自由に話し合い、参加してよかったと思える地区別懇談会にしていくことが、今望まれています。

### 地区別懇談会の開催を 支援します

地区別懇談会の開催にあたっては、「ヒューマンアクター」が学習内容や教材などの支援活動を行っています。

ヒューマンアクターは、市民学習会などの実施を呼びかけたり、内容の相談に応じる活動をしています。各中学校ブロックごとに配置し、現在7人が活動しています。名簿は「広報ひこね」5月1日号に掲載しています。どうぞ気軽に相談してください。

また、地区別懇談会の開催申請書は、実施の1か月前までに「人権政策課（市役所3階）」へ提出してください。市内全域で地区別懇談会が開催されるよう、積極的な取り組みをお願いします。

問い合わせ先 人権政策課 ☎  
1411番内線351番 FA  
X 21398番

## 地区別懇談会 — 私たちのまちでは

### 「まちづくり」につなげる取り組み



平田学区人権教育推進協議会副会長  
若杉一夫さん

私の住む西平田自治会の区域には、ブラジルから来た人が約30人住んでいます。かつて、この人たちが夜に大勢で騒いだり、ごみの出し方のルールを守らなかったりして、問題になったことがありました。

けれども、ごみ出しのルールをポルトガル語で掲示したり、日本の習慣を説明したりすると、すぐ問題はなくなりました。どうも、遠巻きにして交流を持とうとしなかった私たちの側にも問題があったようです。その後は、市民運動会や、川や溝の掃除にも全員が参加するなど、いっしょに地域づくりをしています。こうした取り組みに住みみんながすぐに理解を示してくれたのは、地道な地区別懇談会の活動があったからでしょう。内容を工夫し、同和問題を通じて、外国人や女性などに対する差別を学習してきた結果だと思えます。

人権問題は、「同和問題に始まり、同和問題に終わる」と思えます。体験型学習を取り入れるなど多彩な内容で、心に残る地区別懇談会をすることは、地域みんなにとって住みよい地域づくりにつながると思えます。

### 大事なのは、参加者の主体性を引き出す工夫

小泉町自治会長  
北川公徹さん

人権問題について考える機会はいろいろあると思いますが、地区別懇談会は、生活の場にもっとも近いところであるものです。

自分たちの地域で、自分たちの問題として考えることが、地区別懇談会は必要でしょう。そのためには、参加者が少しでも主体性をもって取り組む工夫が必要です。

小泉町では、地区別懇談会を年に3回開催しています。1週間程度の間隔で、3回連続して開くのです。3回目になると、参加する人たちも雰囲気慣れてくるようです。そうした中で、1回でも発言してもらい「参加した」と実感を持ってもらうことが、次につながると思えます。

地区別懇談会の柱は、同和問題です。同和問題を通じて人権問題の核心にふれることは、一人ひとりの生き方を問い直すことにもなると思えます。小泉町の地区別懇談会が、そうしたことを考えるきっかけになるよう、努力したいと思えます。



北川さん（左）と小泉町の地区別懇談会で講師をする川島順次郎さん